

小金井市放課後児童健全育成事業
学童保育所運営基準（改訂版）

子ども家庭部児童青少年課

はじめに

学童保育事業は、「放課後児童健全育成事業」として児童福祉法に位置づけられ運営しています。

小金井市では、昭和46年に社会福祉協議会から移管を受けて市の直営事業とし、昭和47年には小金井市学童保育所条例を施行、昭和48年には9小学校区全てに学童保育所を設置しました。

今日の児童を取り巻く社会環境の変化の下、安全・安心な健全育成の場として、学童保育事業に対する期待やニーズは、近年にたく高まっています。

学童保育事業の運営については、今般、児童福祉審議会の答申を受け、体系的、総合的にまとめた運営基準を作成することといたしました。

この運営基準は、平成19年度の事業運営に基づき作成したものです。学童保育に携わる職員がこの基準を標準的なガイドラインとして活用することで、放課後児童健全育成事業を適切に運営いたします。

なお、本書の特長として職員はもとより市民の方においても分かり易くという思いから、資料編として、できる限りの資料を添付していることを申し添えます。

今後も、学童保育事業に対する利用者のニーズについては、しっかりと受け止め、市民サービスの向上を図ってまいります。

改訂に当たって

児童福祉審議会の答申を踏まえ、学童保育所懇談会を設置し、保育の質の維持・向上等について、話し合いをしてきました。さらに継続的に学童保育事業運営のサービス向上について協議していくため、懇談会を解消し、平成21年4月に小金井市学童保育所運営協議会を設置しました。この協議会では、学童保育所運営上の諸問題の解決を図ること、学童保育所の在り方について調査・立案することとしています。

平成20年6月策定の運営基準につきましては、随時見直しを行っております。この協議会においても質の維持・向上を図るため、また、学童保育の原点として新たに「小金井市学童保育所保育理念」を策定し、盛り込むことといたしました。

また、資料19の「小金井市学童保育所保育内容」を資料から抜き出し、内容を充実させ、運営基準に加えることといたしましたので、申し添えます。

平成24年1月

改訂に当たって

平成27年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度において、地域子ども・子育て支援事業として、放課後児童健全育成事業を位置づけています。

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年4月1日施行予定）に基づき、児童が明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するとともに、これまでの業務の見直しにより平成27年度から実施予定の項目も含めて本運営基準に反映するため、改訂いたします。

平成26年10月

改訂に当たって

運営基準につきましては随時見直しを行っており、平成29年度からの運営に合わせ改訂いたします。

平成29年4月

改訂に当たって

添付資料の様式変更等を反映するため、改訂を行います。

令和元年5月

改訂に当たって

運営基準につきましては随時見直しを行っており、令和4年度からの運営に合わせ改訂いたします。

令和4年4月

小金井市学童保育所 保育理念

児童が安心して楽しく通え、保護者も安心して通わせることのできる
学童保育

- 異年齢集団のかかわりあいの中で、社会性を育み、児童の心身の成長を支援します。
- 学童保育所と家庭、そして家庭同士が、手を携えて児童の学童保育所生活を支えます。
- 児童を支援する関係諸機関・地域との連携を大切にします。
- 保育内容の維持向上のために、保育の知識・技術を習得します。
- 児童と指導員の信頼関係を維持するため、継続的な保育を行います。
- 全ての児童の人格と個性を尊重し、共生の場を目指します。

目 次

1	学童保育事業	1
2	入所の概要	4
3	学童保育所の施設等	5
4	学童保育指導員の職務と体制	7
5	保育概要	8
6	障がいのある児童の入所	10
7	緊急時の対応	11
8	保護者・学校・地域との関わり	13
9	苦情処理	14
10	指導員の研修	15
11	自己点検	16
12	小金井市学童保育所 保育内容	18

資料

1	学童保育所入所申請の手引	31
2	学童保育所入所申請書	35
3	就労証明書	36
4	学童保育所入所(承認・変更)通知書兼育成料決定(変更)通知書	38
5	学童保育所入所保留通知書	40
6	学童保育所入所申請却下通知書	41
7	学童保育所入所承認取消通知書	42
8	学童保育所児童台帳	43
9	入所のしおり	45
10	学童保育所における食物アレルギー調査表	55
11	育成料(減額・免除)申請書	56
12	育成料(減額・免除)(決定・却下)通知書	57
13	学童保育所(休所・退所)届	58
14	学童保育所転所申請書	59
15	学童保育所転所申請承認通知書	60
16	学童保育所障害児入所審査用 個人票	61
17	学童保育所緊急時プロフィールカード	65
18	施設の概要	66

1 学童保育事業

(1) 目的

学童保育事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労や疾病等により保育を受けられない児童に対し、放課後及び学校休業日に学童保育所において家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導のもとで健全な成長と発達を促すことを目的とします。

また、就労支援と児童の育ちを両立させる事業でもあることから、事業を推進していく上で保護者との連携及び調整を図っていくことが重要です。

(児童福祉法第6条の3第2項、第21条の9、第21条の10)

(小金井市学童保育所条例第1条)

(2) 対象児童

市内に居住する小学校に就学している児童で、保護者が就労していること、又はその他の理由により、日常的に放課後の保育を受けられない児童

また、児童の生活環境や健全育成上、必要と認められた児童

(小金井市学童保育所条例第3条)

※ 本市学童保育所では、対象児童は当分の間、小学校第1学年から第3学年まで(障がいのある児童は第4学年)とします。

(3) 定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が著しい支障を来すおそれがないと認める時は、基準定員を超えて入所を認めています。また、大規模化解消策の一つとして、当面の間、学校施設等併用利用で対応していくこととします。

(小金井市学童保育所条例第2条)

たまむし第1学童保育所	60人
たまむし第2学童保育所	30人
あかね第1学童保育所	40人
あかね第2学童保育所	40人
あかね第3学童保育所	40人
あかね第4学童保育所	40人
あかね第5学童保育所	40人
ほんちょう学童保育所	60人
さくらなみ第1学童保育所	60人
さくらなみ第2学童保育所	50人
さわらび第1学童保育所	60人
さわらび第2学童保育所	30人
たけとんぼ第1学童保育所	55人

たけとんぼ第2学童保育所	35人
まえはら第1学童保育所	60人
まえはら第2学童保育所	30人
みどり第1学童保育所	60人
みどり第2学童保育所	20人
みなみ第1学童保育所	40人
みなみ第2学童保育所	40人

※ 国の定める「放課後児童クラブガイドライン」では「放課後児童クラブにおける集団の規模についてはおおむね40人程度までとすることが望ましい。」とされています。小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でも「集団の規模についてはおおむね40人以下とする。」としていますが、本市学童保育所では、当分の間、弾力的な運用をいたします。

(4) 入所の制限

次のいずれかに該当する児童は、入所することができません。

- ア 感染性又は悪性の疾病を有する児童
- イ 心身が虚弱で保育に耐えないと認められる児童
- ウ その他市長が入所を不相当と認めた児童

(小金井市学童保育所条例第4条)

(5) 開所及び休所

ア 開所日及び開所時間

通常・・・放課後から午後6時まで

学校休業日・・・午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害など緊急時及びインフルエンザによる学校・学級閉鎖の場合等

イ 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

ウ 延長保育

延長保育時間・・・午後6時から午後7時まで

対象児童・・・保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

(6) 育成料

学童保育所の利用に当たっては、利用者の保護者から育成料を徴収します。

ア 育成料の納入

育成料は、月額9,000円とします。ただし、保護者の前年度市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の課税標準額に応じ、月額9,000円・7,000円・5,000円・3,000円・無料に分けて、毎月徴収します。なお、途中退所はその月分まで徴収します。

（小金井市学童保育所条例第9条、第10条）

世帯の前年度の市町村民税の課税標準額	児童1人当たり育成料月額
500万円以上	9,000円
300万円以上500万円未満	7,000円
150万円以上300万円未満	5,000円
150万円未満	3,000円
市町村民税非課税世帯又は生活保護世帯	無料

イ 育成料等の減免

保護者が経済的理由により、育成料等の納入が困難であると市長が認めるときは、小金井市市民税の減免判定基準の例によって減額し、又は免除することができます。

（小金井市学童保育所条例施行規則第8条）

（小金井市市税条例第53条）

ウ 延長保育の利用料

月額2,000円

なお、月の途中で入所又は退所した場合の額は、1か月として徴収します。

（小金井市学童保育所条例第9条、小金井市学童保育所条例施行規則第7条）

(7) 学童保育所に関する規程等

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

イ 小金井市学童保育所条例(昭和47年条例第10号)

ウ 小金井市学童保育所条例施行規則(昭和59年規則第5号)

エ 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)

オ 小金井市学童保育所入所事務処理要領(平成8年10月3日制定)

カ 小金井市学童保育育成料口座振替収納事務取扱要領(平成14年10月1日制定)

キ 心身に障害のある児童等の学童保育所への入所等に関する要綱(平成7年11月2日制定)

ク 小金井市学童保育事務システム運営要綱(平成14年8月26日制定)

ケ 小金井市学童保育所運営検討委員会設置要綱(平成28年4月11日制定)

コ 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)

2 入所の概要

(1) 入所の要件

ア 保護者が就労などにより保育に当たることができない時間が、月曜日から土曜日までの正午から午後6時までの間に4時間以上あり、その日数が週4日以上（1か月に16日以上）であること。

（小金井市学童保育所入所事務処理要領第2条）

イ 保護者が療養中又は介護を要する家族がいる場合や、求職中などの理由で保育ができない場合、また、市長が入所を適当と認めた場合なども対象となります。

（小金井市学童保育所条例第3条）

ウ 育児休業中の場合でも要件を満たしていれば入所可能です。

※ ここでいう保護者とは、保護者及び児童と同じ世帯（同一敷地内の別家屋を含む。）に属し、保護者に代わって保育に当たることが可能な親族をいいます。

(2) 入所申請の手続

ア 募集案内

（ア）市報及び市ホームページにて行います。

（イ）学童保育所入所申請の手引、入所申請書、就労証明書等を児童青少年課、各学童保育所で配布します。

市ホームページからもダウンロードできます。

イ 申込受付

（ア）新年度の受付期間は小金井市学童保育所入所事務処理要領のとおりとします。

（小金井市学童保育所入所事務処理要領第6条）

（イ）新規児童の申込みは児童青少年課で、継続児童の申込みは児童青少年課及び各学童保育所で受け付けます。

（ウ）年度途中の申込みは児童青少年課で受け付けます。希望する学童保育所の定員等に空きがある場合は、随時入所可能です。

(3) 入所の承認、保留及び却下並びに取消し

ア 入所審査基準に基づき児童青少年課で審査し、入所の承認、保留及び却下を決定します。

（小金井市学童保育所入所事務処理要領第2条）

イ 申請者（保護者）への通知

（ア）入所を承認された申請者（保護者）に対して、学童保育所入所承認通知書

兼育成料決定通知書、児童台帳、入所説明会の通知を発送します。

(イ) 入所を保留及び却下された申請者(保護者)に対して、学童保育所入所保留通知書又は学童保育所入所申請却下通知書を発送します。

ウ 入所の取消し

入所が承認された後、次のいずれかに該当したときは入所承認を取り消すことがあります。

(ア) 入所の要件に該当しなくなったとき。

(イ) 児童の出席が著しく悪いとき。

(ウ) 休所期間(最長2か月)が経過し、なお児童が通所できないとき。

(エ) 正当な理由がなく育成料を長期間滞納したとき。

(オ) 条例、規則等の規定に反したとき。

(カ) その他市長が特に入所を不相当と認めたとき。

(小金井市学童保育所条例第6条)

(小金井市学童保育所入所事務処理要領第10条)

(4) 入所期間

1か月間を単位とし、当該年度末を限度とします。

(小金井市学童保育所条例施行規則第3条)

(5) 入所説明会

ア 入所前に入所説明会を開き「入所のしおり」をもとに学童保育所での生活について説明を行います。

イ 保護者などが記入した児童台帳、必要に応じて学童保育所における食物アレルギー調査表により、児童の健康状態、家庭状況を把握します。

(6) 休所又は退所

保護者などが都合により児童を休所又は退所させるときは、規定に基づき「休所・退所届」の提出を求めます。

(小金井市学童保育所条例施行規則第4条)

(7) 転所について

既に入所中の児童が他の学童保育所に転所を希望するときは、要領に基づき転所申請を行い、入所することができます。

(小金井市学童保育所入所事務処理要領第8条)

3 学童保育所の施設等

(1) 施設の基本的な基準

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づいて、施設、設備などの整備に努めます。

(2) 設備・備品

育成室（児童用ロッカー・児童用テーブル・必要に応じて児童用椅子
和室・本棚・本・室内用遊具・遊具類・ホワイトボード）、楽器

静養室（布団一式）

業務室（湯沸かし機又は給湯機・冷蔵庫・食器棚・食器類・ガス台又はIH
台・調理器具・電子レンジ）

事務室（事務机・事務椅子・パソコン・プリンター・電話・ファクシミリ・
コピー機・書庫・インターフォン）

防災設備（消火器・火災報知機・非常通報装置）

防災装置（非常通報装置・さすまた・遠方監視装置）

洋式トイレ（改装に当たっては男女別にする。）

温水シャワー（改築に当たっては設備する。）

手洗い場・足洗い場/倉庫/冷暖房機

救急用具・非常用持出し袋・拡声器・AED

掛け時計/屋外遊具/玄関（靴箱・傘立て）

音響設備（CDプレーヤー・マイク）

洗濯機・掃除機・清掃用具

その他（職員用ロッカー・自転車）

順不同

※ 学校の教室利用の場合は、各教室の状況を踏まえ順次設置していきます。

(3) 市の建築基準

その他耐震構造やバリアフリーなどについては、市の基準に準じます。

(4) 防災（消防・防災・火災保険等）

ア 防災対策

（ア）防火管理者を置き、消防計画を策定し、学期に1度は避難訓練を実施しま
す。

なお、訓練に際しては、消防署に自衛消防訓練通知書を提出します。

（イ）消火器等の消防設備を点検し、いつでも使えるようにしておきます。

イ 防犯対策

（ア）非常通報装置の設置等、防犯対策を講じます。

（イ）保護者・学校・地域及び警察との連携を図ります。

ウ 火災保険

火災保険に加入しています。

(5) 施設の管理

各施設は、小金井市市有建物管理規程に基づいて管理しています。

4 学童保育指導員の職務と体制

(1) 指導員の職務

指導員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者が、適切な遊び及び生活の場を与え健全な育成を図るために、次の業務を行います。

- ア 児童の保育（自由遊び、集団遊び、行事など）
- イ 指導員会議（日常の保育打合せ）
- ウ 事務連絡会
- エ 市指導員と委託所の指導員との連絡調整
- オ 児童出席簿や業務日誌、出席状況表などの記録作成
- カ たよりの発行と連絡帳などの記入
- キ 年間、月間計画の作成
- ク おやつ準備（購入、取扱い及びアレルギーのある児童への注意）
- ケ 諸経費の管理及び注文（消耗品・間食費出納帳記入）
- コ 保護者会・個人面談の開催、必要に応じて地域・学年別懇談会の実施
- サ 学校や家庭との連携（学校との連絡調整など）
- シ 施設、設備、備品の管理と環境整備及び衛生管理
- ス 子どもの生活を豊かにするための遊びや活動の研究
- セ 学習会、研修会への参加（専門家講師による指導員研修など）
- ソ 児童の自宅や登降所路のはあく及び指導
- タ 地域及び関係機関との連携
- チ 入所事務及び説明会開催
- ツ 事務文書の管理・整理・起案等
- テ 子どもと保護者の権利の尊重（小金井市子どもの権利に関する条例）
- ト 指導員として知り得た情報の管理（守秘義務を含む。）
（小金井市個人情報保護条例）
- ナ 学期に1回の避難訓練の実施
- ニ 月1回の指導員の細菌検査

(2) 指導員体制

異年齢の児童が継続した生活を集団で送っているという特性を考慮して、その役割と業務内容から各施設に複数の専門職の指導員を配置します。

たまむし学童保育所、さくらなみ学童保育所、たけとんぼ学童保育所、ほんちよう学童保育所につきましては正規職員3人、会計年度任用職員（月額）2人、会計年度任用職員（時間額）1人を基本として配置します。

また、定員を超えた児童の入所及び障がいのある児童の入所に応じて正規職

員・会計年度任用職員（月額）や会計年度任用職員（時間額）を配置・加配します。

なお、暫定利用施設につきましては、正規職員 2 人、会計年度任用職員（月額）1 人、会計年度任用職員（時間額）1 人を基本として配置します。

委託学童保育所につきましては、この配置基準を基に別途仕様書等に定めた職員を配置します。

(3) 指導員の資格

指導員は、小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めることし、条例第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者としします。

また、指導員は放課後児童支援員の資格を取得することとしています。

保育士、幼稚園教諭、学校教諭、社会福祉士等

(4) 補助員について（令和 5 年度より）

補助員は、指導員が行う職務について放課後児童支援員を補助する者をいい、基本配置以外の加配部分については、補助員の配置も可とします。

補助員の条件は、次のア・イいずれかを満たす者としします。

ア 大学・大学院・短大・専門学校（学校教育法第一条に定める学校）に在学中の者、もしくは卒業した者

イ 高等学校を卒業し、子育ての経験がある者

補助員は、次の業務を行います。

ア 児童の保育（自由遊び、集団遊び、行事など）の補助

イ 指導員会議（日常の保育打合せ）

ウ おやつ準備（購入、取扱い及びアレルギーのある児童への注意）の補助

エ 施設、設備、備品の管理と環境整備及び衛生管理

オ 学習会、研修会への参加（専門家講師による指導員研修など）

カ 児童の自宅や登降所路の把握及び指導の補助

キ 子どもと保護者の権利の尊重（小金井市子どもの権利に関する条例）

ク 補助員として知り得た情報の管理（守秘義務を含む。）

（小金井市個人情報保護条例）

ケ 学期に 1 回の避難訓練の実施

コ 月 1 回の補助員の細菌検査

5 保育概要

(1) 安全管理

ア 児童だけの登降所の際は、安全面を考慮して、集団で行動するよう指導します。また、状況に応じて指導員が引率します。

イ 登所時には必ず出欠確認を行い、保護者と連絡を取り合うなど状況に合わせて対応します。

ウ 非常時に備え学期に1回の避難訓練を行うなどし、日々の保育の中で、児童の安全指導を行います。

エ 台風等の自然災害や緊急事態に備えて緊急対応マニュアルをもとに対策を講じ、対応します。

(2) 健康管理

常に児童の心身の状況を把握し、けがや体調不良などの児童に対しては、応急の処置を、必要に応じて保護者への引渡しや医療機関への搬送などを含め、健康管理を行います。

(3) 指導の準備

ア 指導員同士の打合せや話し合いの中で、個別児童の状況について、共通認識をもって日々の保育に当たります。

イ 計画に基づいた保育プログラム実施のため、必要な事前準備を日常的に行います。

ウ 施設内外の点検・修理等、児童が生活しやすい環境を目指し、整備に努めます。

(4) 生活づくり

ア 一人ひとりが楽しく意欲的に過ごせるよう、児童の発達段階を踏まえ、自主的な遊びや生活を中心とした保育を行います。また、その日の児童の状況を踏まえた保育を実施します。

イ 異年齢集団の特性をいかした活動を通して、児童の生活を豊かにします。

ウ 障がいのある児童に適切な支援を行い、児童同士の関わり合いを大切にしながら生活を送れるよう配慮します。

(5) 保育計画

年間計画・月間計画に基づき、地域や集団の特性をいかしたカリキュラムを作成します。

(6) おやつ

ア 衛生面に注意し、休憩時間であることを踏まえ、児童にとって楽しみな時間になるよう配慮し、補食となるようなバランスの良いメニュー等を考えて提供します。

イ アレルギーのある児童には保護者と相談の上、配慮したメニューを工夫します。

(7) 保護者との連携

ア 「たより」を通して、子どもたちの日々の生活の様子を保護者に伝えます。

イ 連絡帳・保護者会・個人面談等での情報交換を行い、保育に還元し、家庭との連携を図ります。

(8) 要保護児童等への支援

関係機関と連携し、要保護児童及び家庭を支援します。

※ 関係機関については、11ページ参照

6 障がいのある児童の入所

(1) 障がいのある児童の入所の進め方

ア 対象となる児童

対象児童は、市内に在住し、心身に障がいのある児童等で、小学校第1学年から第4学年までに在学し、次のいずれにも該当し、入所基準表に基づく審査により入所を可とされた児童とします。

(ア) 障がい等の程度が、次のいずれかに該当する児童

a 知的障害で、愛の手帳3度又は4度を所持する児童

b 身体障害で、身体障害者手帳5級又は6級（7級の診断を含む。）を所持する児童

c 内臓疾患により、身体障害者手帳1級から4級までのいずれかを所持する児童等で、学童保育所における集団生活に耐え得るという専門医師の診断書を提示したもの

d 専門医師又は市の指定する医師の診断書により、aからcまでに相当すると認められる児童

(イ) 健常児との集団保育に支障なく適応でき、常時医療面の配慮を必要としない児童

(ウ) 通所に際しては、保護者等の送迎が可能である児童。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りではありません。

(心身に障害のある児童等の学童保育所への入所等に関する要綱第2条)

イ 定員

心身に障がいのある児童等の定員は、小金井市学童保育所条例別表に定める基準定員に含まれます。

(心身に障害のある児童等の学童保育所への入所等に関する要綱第3条)

ウ 入所申請から承認まで

(ア) 申請

申請者（保護者）が申請用紙と関係書類を添えて申請します。申請書に障がいの程度などの記入、愛の手帳、身体障害者手帳所持者にはその写し又は医師の診断書の提出を求めます。

(イ) 書類審査

申請書、就労証明書、課税証明書等、提出書類の審査を行います。書類審査終了後、保護者に「個人票」を記入してもらいます。「さくらシート」をお持ちの方は、写しの提出も可能です。

(ウ) 児童の観察

- ・ 1回目 在籍園等での観察及び担当者との話し合いを実施します。学童保育所側の出席者は、当該学童保育所職員と学童保育所職員主査です。
- ・ 2回目 当該学童保育所での観察及び保護者との面談を実施します。学童保育所側の出席者は、基本的に上記と同じです。

(エ) 観察結果及び所見

学童保育所職員が対象児童1人について記入します。

(オ) 障害児保育審査会

各担当が記入した所見と基準表に基づき、入所の可否等の審査を行います。出席者は、児童青少年課長、学童保育係長及び各学童保育所から職員1人

(カ) 決定

- ・ 入所承認・・・学童保育所入所通知書兼育成料決定通知書等と併せて学童保育所緊急時プロフィールカードを申請者（保護者）宛てに送付します。
- ・ 入所不承認・・・学童保育所入所申請却下通知書を申請者（保護者）宛てに送付します。

(2) 指導員の配置

障がいのある児童の入所にあたって、心身に障害のある児童等の学童保育所への入所等に関する要綱に基づく障害児保育審査会において保育上必要と認める場合には、指導員等を配置・加配します。

(3) 施設の整備

シャワー・洋式トイレ・和室の整備に努めます。また、入所に伴って生じる補完的な補修についても対応するように努めます。

(4) 関係機関との連携

児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などとは、児童の日常保育を実施するためには連携をする必要があります。そのためには保護者と協議し、必要がある場合には、関係機関と連携を行います。

<参考 関係機関の例>

小学校、自立生活支援課、教育委員会指導室、教育委員会学務課、子ども家庭支援センター、就学前に通所していた保育園や幼稚園、児童発達支援センター「きらり」、療育施設、民生委員、児童相談所、特別支援学校など

7 緊急時の対応

(1) 災害発生時の対応

ア 災害

市の地域に地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合や地震等による「警戒宣言」が発令された場合、基本的に小金井市災害対策本部の指揮下に入り、児童青少年課長の指示に従います。

<指導員の対応>

(ア) 保育時間中に発生した場合

- a 児童に混乱のないよう、安全に保育し、災害の規模、種類によって指定の避難場所へ移動します。
- b 災害対策本部の指揮下で、保護者又は保護者代理人が引取りに来るまで待機します。

(イ) 学校授業時に発生した場合

- a 学校と連携を取り、対応します。

<保護者への周知>

- a 保護者会等において、災害発生時の学童保育所としての対応について説明し、速やかに児童の引取りができるよう周知します。
- b 児童の安否等の確認について、災害用伝言ダイヤルやメール配信システム等を活用し、情報を発信いたします。

イ 台風、大雪等による降所路の安全確保

保育時間帯に台風の接近や大雪により、天候の悪化が予想される場合は緊急対応マニュアルに従い、安全を考慮して判断します。場合によっては保護者に引取りを依頼します。

ウ 火災

(ア) 防火体制に基づき、避難誘導、通報、初期消火などを行い、人命を優先しつつ、被害が最小限にとどまるよう努めます。

(イ) 被害の状況等について児童青少年課に連絡し、事後に詳細を文書で報告します。

(2) その他の緊急時の対応

その他の緊急時とは、保育時間内（登所、降所中を含む。）等に児童が行方不明になったり、事件・事故に巻き込まれるなど、当該施設の指導員のみでは対応が

困難な場合のことをいいます。

ア 通常保育時の対応

児童青少年課長の指示の下、他の学童保育所の指導員と協力して捜索に当たります。

イ 所外保育

(ア) 所外で発生した場合は行事などを直ちに中止し、他の児童の安全を確保（帰所等）し、当該児童の捜索等に当たることとします。

(イ) 事件、事故などの内容を児童青少年課長に報告するとともに警察や近隣の人たちに協力を求め、対応します。

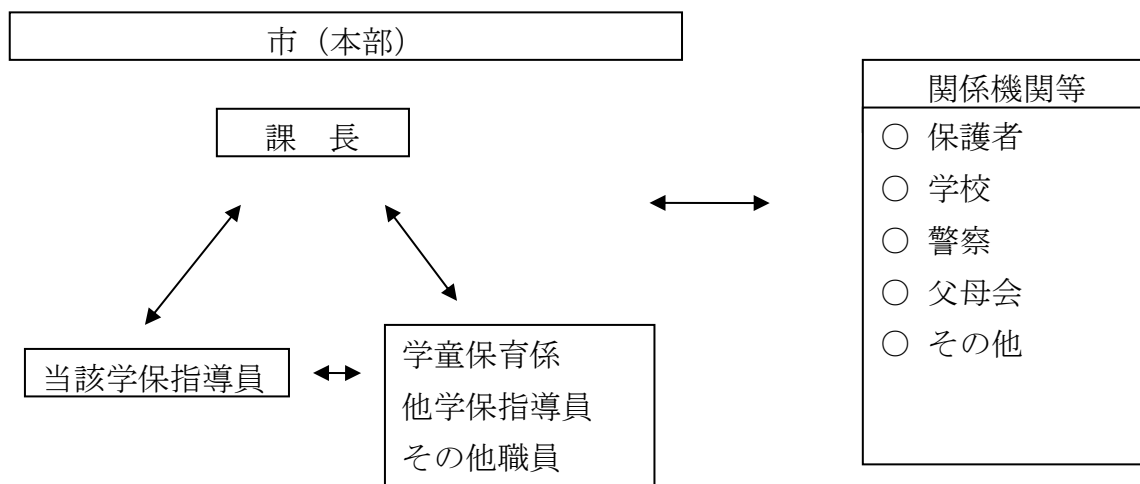
ウ 捜索等への対応

(ア) 捜索等の場合、当該児童の担当指導員は、事件などの発生後、速やかに①発生時からの経過②氏名、年齢、服装、体型の特徴③行動の特徴等のメモ及び写真を用意することとします。

(イ) 捜索等に当たる職員と児童青少年課は、常に連絡を取り情報交換するため、連絡の時間などもあらかじめ決めておく必要があります。

(ウ) 捜索等の時間、場所等を把握し、地図等で確認しておく必要があります。

(3) 緊急時の体制図



(4) 安全確立に向けた体制づくり

ア 災害、事故、事件などが発生した場合及び不審者の出没等、児童の安全が害されるおそれのある場合においては、関係機関との適切な連携を確保します。

イ 関係機関との連携が円滑に行われるよう、日常から関係機関との意思疎通を図ります。

(5) 緊急時の保護者への連絡手段

緊急時の保護者への連絡手段として、メール配信システムで配信しています。

8 保護者・学校・地域との関わり

(1) 保護者との連携

学童保育の生活づくりにおいては、保護者と指導員とがお互いに知り合い、信頼関係を結び、それぞれの立場から励ましあい、援助し合うことが、児童を指導していく上で必要不可欠です。

そのためには、保護者と指導員が「たより」や連絡帳、保護者会や個人面談等を通じて、家庭や学童保育所での児童の様子を伝え合い、時には協力・相談しながら、子育てを共通のものとしていくことが大切です。

また、緊急時の連絡に際し、保護者の協力を求めます。

ア 保護者会

指導員として学童保育で大切にしていることや、子どもたちの抱えている問題などを伝えるとともに、保護者の意見や要望などを聞く場として、定期的を開催します。仕事を持つ保護者に配慮して、なるべく夜間に開催できるように努めます。

イ 個人面談

個々の保護者と話し合う機会として個人面談なども行います。

ウ 父母会との連携

小金井市では、学童保育所ごとに父母会が組織されています。学童保育所運営等、児童の生活内容を高めていく上でも欠かせない関係団体として、様々な取組を通して連携を密にしていきます。

なお、父母会には、施設使用及び役員会・父母総会・父母会行事などへの指導員の派遣要請が認められています。

エ 学童保育所運営協議会等

学童保育所事業運営のサービス向上を目的とし、利用者と市職員の協議の場として小金井市学童保育所運営協議会を設置しています。また、委託所では、利用者、受託者の指導員及び市職員の三者による懇談の場を設置します。

(2) 学校との連携

学校の年間予定表や時間割などを参考に、児童の活動がスムーズに行えるよう、年間計画や月間計画を立てます。学校での児童の様子を知る機会として、指導員は、授業参観や学芸会などに、できるだけ出席するように努めます。「たより」などを交換することで、個々の児童について状況を共通認識し、場合によっては担任と懇談を行います。

(3) 市立小学校以外に在籍する児童への対応

私立等の小学校へ通っている児童については、その学校の下校時刻・学校休業日に合わせて個別に対応していきます。

(4) 地域とのつながり

近隣・地域の人たちに学童保育事業を理解してもらうために、父母会主催の行事や児童館行事、市主催の映画会、子ども会行事・PTA行事・放課後子ども教室にも可能な範囲で学童保育所として参加するなど、クラスや地域の友達と交流を深めていきます。

地域の民生委員、児童委員の方と児童に関する情報を交換し、地域でサポートしあえる関係を構築します。

(5) 学童保育所を利用した子育てひろば事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育てひろば事業を実施します。

ア 実施日：毎週月曜日、火曜日、金曜日。ただし、4月、休所日及び学校休業日を除く。

イ 実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで

なお、事業内容については、随時見直しを図ります。

9 苦情処理

学童保育所では保護者から、日常的によくある児童同士のトラブル、ケガなどに対する指導員の対処の仕方から、年間指導計画や学童保育の運営方針に至るまで様々な相談やご意見が寄せられます。

保護者の考えや価値観が多様化するなかで、指導員は、保護者の話を真摯に受けとめ、事実関係を把握し、誠意をもって対応をすることが求められています。誤解やトラブルの深刻化を避けるために、保護者会、個人面談、「たより」の発行、連絡帳の交換などを利用して、日常的に保護者との意思疎通を図ることが大切です。

また、学童保育所は近隣に対してご迷惑をおかけしている面もありますので、近隣住民の方との関係も大切です。近隣の方から苦情がある場合は真摯に受け止め、誠意をもって対応することで、ご理解をいただかなければなりません。

※（「社会福祉事業の経営者は、常にその提供するサービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」社会福祉法第82条）

※（「福祉サービスに関する市民の苦情に対して行政機関内部の判断だけでなく公正かつ中立性をもった第三者的機関である福祉オンブズマンが関与し、市はその活動に対する尊重と協力援助を通じて、市民の福祉サービスに対する信頼性を高め、福祉サービスへの市民のニーズを掴むとともに、その成果を福祉施策の推進と向上に活用していくものです。」小金井市福祉サービス苦情調整委員制度の手引。）

また、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第

1 項の規定による調査にできる限り協力します。

なお、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的扱いをすることはありません。

1 0 指導員の研修

(1) 研修の目的

職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努めます。

※ 児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、指導員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修との連携を図ります。

(2) 研修内容

ア 指導員研修

年 1 回、専門家講師を招いて行います。講師・テーマ等は指導員で検討します。

イ 係内研修会

毎月 1 回、研修担当者の年間研修計画により実施します。

ウ 東京都主催の研修

随時参加します。

エ 障がい児研修

年 1 回、障がい児関連団体等の主催する研修に参加します。

オ 巡回相談

各施設ごとに児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を受けて、保育についての相談、アドバイスを受けます。

カ 関連機関主催の研修

児童発達支援センター「きらり」や各大学等で主催する研修、また、ひろば連絡

会で主催される研修に、随時参加します。

(3) 補助員の研修（令和 5 年度より）

補助員においても、OJT（職場内研修）や各事業者・法人内の研修へ参加すると共に各種指導員研修への参加も促していきます。

1 1 自己点検

(1) 施設の安全管理・衛生管理

ア 日常的な清掃・点検・補修

使用頻度の高い部分については毎日清掃を行い、併せて安全点検を行います。

破損箇所や危険箇所がある場合には補修し、大きな破損の場合には、児童がケガ等しないよう応急対策を取り、修繕を依頼することとします。

イ 定期的な清掃・消毒・点検・補修

定期的に清掃する部分は、併せて安全点検・補修等を行います。

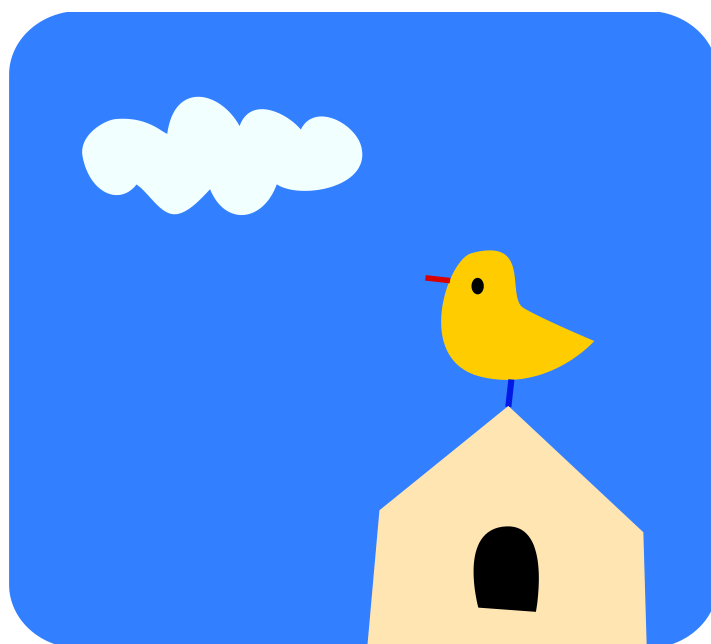
補修できない場合は、応急対策を取り、修繕を依頼することとします。

(2) 学童保育事業の運営状況の検証

今後、サービスの内容や取組を将来的にも維持継続するためには、指導員が学童保育事業の内容や福祉サービスを理解した上で、評価するシステムが課題です。

当面、指導員が業務を振り返り、運営状況の検証をすることで、見直し及び改善を行い、学童保育事業の質の向上を図るものとします。

小金井市学童保育所 保育内容



楽しい生活の場になるように

入所にむけて

昨日まで保育園や幼稚園に通っていた子どもたちが、4月1日からは学童保育の一員として新たな生活を始めます。

子どもたちはもちろん保護者にとっても「学童保育ってどんなところなんだろうか？」と不安や心配な気持ちでいっぱいです。

小金井市では、全ての学童保育所が3月中に入所説明会を開き、これから始まる学童保育での生活について説明をして、4月1日から安心して学童保育所に通ってこられるよう心配りをしています。

- * 4月1日から保育を行っています。
- * 小金井市は、毎年7月ごろ市内の保育園・幼稚園等の年長児童を対象に入所希望調査を行い、入所予定児童数の把握に極力努めます。
- * 子どもたちが安全にまとまって自宅に帰るよう降所班（後述）を編成するため、指導員は3月中に新入所児童の自宅位置を確認します。
- * 新入所児童には、上級生からのお手紙を渡すなどしています。これは、学童保育への期待を膨らませ、不安を少しでもなくしていけるよう、また、子どもたち同士の関係作りのきっかけや、上級生たちが新しい仲間を迎える気持ちづくりのために取り組んでいるものです。

「ただいま」から始まる

「ただいま」と元気よく帰ってきた子どもたちを「おかえり」と迎える指導員、そんなやり取りから学童保育の毎日が始まります。

学校や家庭でのいろんな思いを胸に学童保育所へ帰ってくる子どもたちですから、私たちは「おかえり」と迎えながら、一人ひとりの表情やしぐさ、心の状況を受け止めて、誰もが安心してその日の生活を展開していけるよう援助をしていきます。

私たち指導員は、その日に出席した子どもだけを見ているわけではありません。来たがらない子がいた場合、その子の来たがらない理由は何かを、本人はもちろん、ときには保護者も交えて話し合いながら、きちんと向き合うことで、解決していけるようにしています。

- * お子様の様子で気になることや、困っていることなどがあった場合、保護者からいつでも連絡帳や電話等で相談できるようにしています。また、必要に応じて個人面談などを行っています。
- * 学校での様子が放課後の子どもたちの様子に密接に関係することから、学校参観

をしたり、担任や養護の先生等と連絡を取り合ったりして、理解を深めるようにしています。

楽しい居場所になるように

「生活の場」を必要としている学童保育の子どもたちは、遊びたい日だけ通えばよいのではなく、自分の意思で毎日通わなくてはなりません。

どの子にとっても楽しく魅力あると思える生活にしていくため、指導員は、遊びと生活を大きな柱とした月間・年間計画を作成して、一人ひとりの気持ちに寄り添った意図的な働きかけができるよう心がけています。

子どもたちの活動範囲は、学童保育所内にとどまりません。遊ぶ仲間も目まぐるしく変わっていきます。

そのため指導員は、見えないところをカバーしあったり、お互いの意思疎通を図るために、午前中の子どもの居ない時間や集団降所後の時間などに打合せを行い、一人ひとりの様子を把握するように努めています。

- * 子どもたちが日常的に活動できる範囲、遊んでいいところや行ってはいけない所を子どもたちと約束し、事故やけががないように注意しています。
- * 「年間指導計画」を作成し、1年間の保育内容、めあて、目標などを決めています。
- * さらに、各月ごとに「月間計画」を作成し、1か月間のプログラム・日程などを決めています。
- * 指導員は個々の判断でバラバラに保育するのではなく、チームでの保育を行っているため、毎日児童が登所する前などに、月間計画や学校の予定・時程、子どもたちの様子等を基にその日一日のプログラム及びタイムスケジュールを打ち合わせ、確認しています。
- * この他、児童が登所する前などの打ち合わせ時間は、年間指導計画・月間計画などにより予定されている行事や保育プログラムの中で子どもたちが取り組む準備や指導員の準備作業などについて相談したり、注意事項・連絡事項の確認、保育以外の業務に関する打合せなども行う大切な時間としています。
- * 指導員は適宜、児童の様子などの報告・情報交換を行います。トラブルや気になる様子があった場合、また、児童が悩みなどを抱えている場合や家庭から相談があった場合など、指導員間で情報を共有し、共通認識の下、対応しています。対象児童へのアプローチなどは役割分担することもあります。基本的に指導員は全員が同じ視点に立ち、同じ方向に向かって対応しています。

1 学童保育と遊び

学齢期の子どもたちにとってかせないのは、遊びです。この時期の遊びはその後の子どもたちの成長、発達の実台を作るといえましよう。遊ぶことによつて自己充足を図り、精神的にも身体的にもバランスよく育つていくといえます。学童保育にとつては、集団の構成が異年齢で低学年の子どもたちであるということ、さらにその集団の生活に継続性が求められるという特性に留意して、遊びと生活の関係性を捉えておくことが大切になってきます。結果として働く親の生活も支えるという学童保育の目的や役割から照らしても、そのことは明らかです。

学童保育が子どもにとつて安心して居られる場所となるために、子どもの生き生きとした表情に出会う機会を指導員は大事にしているのです。

さらに、いつも一緒に生活をしている仲間や上級生がいる、というのも大きな強みです。遊びの中でも今の自分を受け止め、認めてくれる仲間や指導員がいるという関係が子どもたちの安心感を生み出します。この安心感が学童保育での生活を支えます。

(1) 自由遊び

学校から学童保育所に帰ってくる子どもたちは、ランドセルをロッカーに置くと、思い思いに過ごします。本を読む子、友だちと昨日の続きの遊びを始める子、校庭等に飛び出しボール遊びをする子、宿題を済ませる子、指導員に学校であった話をしてくれる子、といろいろです。

学校を終え、ほっと一息つき、異年齢の友だちと関わりあいながら、自由に考え自由に過ごす、そんな子どもたちの心の動きにあった自由遊びを大切に捉え、安全に過ごせるよう配慮しています。

時には、夢中で遊んでいると、悪口を言ったり言われたりの、けんかが起ることもあります。悔しいこと、嫌なことがあったら自分の思いを表現できるように、友だちの言い分、考えを聞いて受け止められるように、指導員は、励ましたり手助けしたりしています。

* 子どもたちがよくしている自由遊び

自然遊び・・・草花摘み、虫探し、ままごと、色水作り、泥だんご作りなど

外遊び・・・ドッジボール、サッカー、野球、ポコペン、Sケン、石けり、

おにごっこ、凧揚げ、基地作り、一輪車、固定遊具など

室内遊び・・・折り紙、お絵かき、工作、こま、けん玉、将棋、ブロック、フラフープ、ボードゲーム、積み木、ゴム段、戦いごっこ、トランプなど

* 自由遊びは、室内・園庭・校庭（近隣の公園などの場合もあります。）で自由に遊ぶ時間です。休息も兼ねて、好きな友達と自由な時間を過ごせるようにしています。

- * 指導員は、子ども同士がうまく遊べるように、遊びを教えることも含め調整や状況整備等を行うことに留意しています。遊びがうまく展開されているかを見極め、うまくいっていない場合、さまざまな援助をしていきます（ルールを守っていない子がいたら注意してルールを確認したり、ライン等を引いた方がスムーズに遊べると判断したらラインを引くなど）。
- * また、ポツンとしていて遊べていないような子どもがいた場合にも、一緒に遊んだり、遊びの輪に入れるように子どもの関係などをコーディネートしていくなどフォローをしています。
- * こうした自由時間に指導員と色々な会話をすることを楽しみにしている子どももいます。その内容は、学童保育所でのこと以外にも、学校や家庭でのことであったり、楽しい話もあれば悩んでいる内容もあります。会話を通して様子を見て、悩みなどであれば受け止め、引き続き様子を見守っていくようにしています。

(2) 集団遊び

集団遊びは、一人遊びと違ってたくさんの友だちと身体を思い切って使い、ダイナミックに遊びます。ルールが簡単な遊びから、みんなで知恵を出し合い協力して作戦を立てる複雑な遊びまで、子どもたちの心をひきつける魅力がたくさんあります。

子どもたちは集団遊びが大好きで「みんなであそぼうやろうよ！」と声が上がります。そんなときは、経験がある上級生がリーダーとなり、遊びの説明からチーム作りなど進んで役割を担ってくれ、大いに盛り上がります。

また、集団遊びが苦手な子どももいます。そんなときは、子ども同士で誘ったり励ましたり、ルールを簡単にしたり工夫しながら進めています。また、けんかや衝突もあります。解決としては、自分を主張しながら相手の言い分も聞き、譲ったり譲られたりする関係の中でつながりを深めていっています。

低学年の子どもたちにとって、遊びの中から学び合うことは、数多くあるといえます。学童保育では、やりたいという気持ちを大切にして、集団遊びに取り組んでいます。

* 子どもたちがよくしている集団遊び

外遊び・・・ドッジボール、Sケン、しっぽとり、ドロケイ、おにごっこ
リレーなど

室内遊び・・・ジャンケンゲーム、ジェスチャーゲーム、へびおに、キャンディ
ドッジボール、だるまさんが転んだなど

- * 集団遊びは、多人数ならではのダイナミックな遊びをしたり、生活班対抗ゲームなどで班のつながりを強めていく中で、みんなで遊ぶ楽しさを知っていくことをめあてとしています。

初めは、ルールの易しい遊びから始めるなど工夫しています。集団遊びは、やりたい子どもだけがやるのではなく、通常は全員で取り組んでいます。

また、やりたくないという子どもがいる場合、指導員と一緒に遊びに入ったり、見学しながらルールを説明したり、その子どもに寄り添った働きかけをして、気持ちを遊びに向け、集団遊びに入れるように援助しています。ただ、学校の授業数が増える中で、平日、学童保育所にいる時間が短くなり、集団で遊ぶ時間がとりにくくなっています。自由に遊ぶ時間との調整が必要になっています。

(3) 行事・取り組み

年間計画における生活の節目として、季節や子どもの状況に合わせた計画が立てられます。その日だけの行事として捉えるのではなく、取り組む過程を大切に、子どもたち一人ひとりが力を合わせ、自分たちの手で作り上げるように手助けをします。

また、どの子どもも主体的に取り組めるよう援助し、行事を終えた後に達成感や満足感が味わえ、友だちとの関わりが深くなるように取り組んでいます。

* 各所で取り組んでいる諸行事

誕生会、新入生歓迎会、デイキャンプ（みなみ学童保育所のみ）、所外保育（小学校の振替休業日などを利用した遠足など）、夏のお楽しみ会、けん玉遊び、冬のお楽しみ会、ドッジボールの取り組み、卒所を祝う会、など

- * 行事ごとに目的は異なりますが、いずれも毎日の生活のメリハリとして企画されており、その中で協力して準備・実行することや達成感が持てることなどをめあてとしています。

学校から「帰って」ほっとのんびりしたいという子どもの気持ちをくみ取りながら、無理なく取り組めるように留意しています。

初めは前向きになれなかった子ども、取り組みが終わる頃には、やって良かった、楽しかった、頑張ったと思えるような体験ができることを目指していきます。

4月 歓迎会

上級生が指導員と相談しながら企画を準備し、出し物を披露したり手作りプレゼントなどで新入生を歓迎します。

7月 夏のお楽しみ会

1学期の締めくくりとしてのお楽しみ行事で、内容は様々です。

9～12月 けん玉遊び

昭和53年から取り組み、試行錯誤を繰り返しながら現在の「教室スタイル」になっています。

簡単にはできない伝承あそびの面白さを知ることを大きなねらいとし

ていますが、初めはできなかった技がコツコツ練習してできるようになる喜びや達成感が持てるようになることで子どもたちが自信を持つきっかけとなることを目指しています。

- 1 2月 冬のお楽しみ会
お店やさんごっこ・仮装パーティーなど内容は様々、特別のおやつとプレゼントが出されます。
- 2月 ドッジボールの取り組み
取り組みの形態は、各所ごととなっています。所内でチームを作って対抗戦をしたり、他所との交流試合をするなど、取り組みを通してドッジボール遊びの面白さを知ることや、同じ目標へ向かって励ましたり力を合わせる経験をしていくことを目的としています。
- 3月 卒所を祝う会
卒所する子どもたちをみんなで送ります。4月から最上級生となる子どもたちがそれぞれの役割を担いながら会を進行します。
- 通年 誕生会
月に1回・誕生日の当日にお祝いするなど内容・形式は様々です。

2 生活

今まで保育園（幼稚園）と家庭の2つの生活だった子どもたちは、小学校入学と同時に学校・学童保育所・家庭の3つの生活を送ることになります。学校が終わると、学童保育の子どもたちはそのまま学童保育所に帰ってきますが、子どもたちにとって安心して帰ってこられる生活拠点として、学童保育が家庭の役割を担っているのです。

学童保育は学校のクラスよりも大きい集団で、年齢の異なる子どもたちが一緒に生活をしています。異年齢の仲間との関わりを通して、一人ひとりが毎日楽しく過ごせるよう、生活を豊かにするプログラムを考えています。

また、異年齢集団の良さとしては学童保育所で生活していく中でそれぞれの学年に応じた役割があることです。上級生が1、2年生をやさしくリードしていくこと、その中で1、2年生は上級生に信頼を寄せ生活を学んでいくようになります。異年齢集団の中でこそ生活の教え合い、伝え合いが培われます。

このように、たくさん子どもたちが昼間の兄弟姉妹のように関わり、自分の居場所と思える学童保育にするため、次のように生活づくりを柱立てて取り組んでいます。

- * 学童保育所は集団生活の場ですから、様々な約束事があります。児童は、放課後の時間をその日の生活プログラムに従って過ごします。日によっては、自由に過ごしたい気持ちや、学童保育以外の友達と遊びたい気持ち、学童保育所

にはない遊具で遊びたい気持ちなど、様々な気持ちに折り合いをつけながら過ごしていることもあります。指導員はそうした想いを受け止めつつ保育にあたることに留意しています。

- * 学童保育所に通う児童は一人ひとり様々です。まだ幼いため集団行動をとることがうまくできなかつたり、「ギャングエイジ」に入り、数人で反抗的な態度や行動をとる場合もあります。集団の約束事が守れなかつたり、イライラして乱暴なことをしてしまつたり、危険な行為を承知しつつ止めようとしなかつたり、施設や物にあたってしまつたり、注意されると指導員に悪態をついてしまつたり等、指導員は、そうした行動に出してしまう気持ちを受けとめ対応しています。日々の連続した生活の中で、「ほめて・叱って・慰め・励まし」で児童との信頼関係を築きながら、問題解決に努力しています。
- * 児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学童保育所ごとに受けて、指導員がよりよい指導を行えるよう努めています。

(1) 登所と集団降所・午後6時まで保育、延長保育

子どもたちは、学年やクラスが違うので登所時間も違います。

指導員は、児童の登所時に出席を確認し、連絡がなく登所して来ない子がいれば、学校や保護者と連絡を取り、所在を確認します。登所時の様子や連絡帳により、子どもたちの健康状態やその日の状況を把握します。

- * 登所したら、出席簿にチェックして、登所するべき児童が来ているかどうかを確認します。
- * 保護者から連絡なく、児童本人が欠席・早退すると言ってきた場合は、保護者に確認の電話をし、確認ができなければ欠席・早退はさせないこととしています。
- * 登所予定の児童が、ある程度時間が経っても登所しない場合は、保護者や学校に連絡し確認します。その結果、無断欠席の場合は探しに行くなどの対応をとる場合もあります。
- * 学校と学童保育所が隣接・併設していない所では、クラスごとにまとまって帰るようにしているところもあり、なかなか帰って来ないときには指導員が様子を見に行く場合もあります。

学童保育は保育園・幼稚園のようにお迎えがありません。子どもだけで安全に帰宅するために地域別に降所班を作り、学校の通学路に準じた道を帰ります。また、台風の接近や大雪、不審者の出没、降所班でのトラブルなどに対応するため、指導員が引率して降所・巡回することもあります。2月から10月までは午後5時、日没の関係で11月から1月までは午後4時30分に集団降所します。集団降所後も希望がある場合は午後6時まで保育、午後7時まで延長保

育をします。掃除・宿題・自由遊びなどで過ごし、保護者等のお迎えを待ちます。

* 児童だけで地域班ごとに帰ります。

集団降所の時間になると、児童は一度地域班に並び、帰り仕度やトイレに行くなど準備をします。この時間を「お帰りの会」などということもあります。集団遊びなどで高揚した気持ちを落ち着かせるためにも、手遊びや紙芝居などをすることもあり、班のメンバーを確認し、さらに忘れ物等がないか確認をしてから送り出すようにしています。

* 子どもだけできちんと降所できているか、できる限り、指導員が引率して降所・巡視をしています。

* 集団降所以降は、安全上お迎えを原則としています。

* お休み等で降所班が1年生だけとなったときにも、できる限り指導員が引率して降所しています。

(2) 生活班の編成

上級生を中心に、大きな集団の中でも安定して過ごせるよう、基本になる生活班を編成しています。毎日のおやつ、遊び、係活動などを班ごとに協力し合って行っています。学期ごとに、指導員と子どもたちで話し合った上で班の編成をし、多くの仲間と交流できるように配慮しています。

* 異年齢・男女混在の班を学期毎に子ども達と話し合いながら編成します。上級生が下級生に学童保育所でのルールや集団行動のお手本を示すことで、スムーズに生活プログラムをおくれることを目的としています。班単位で、班対抗ゲームをしたり、おやつを分けあったり、掃除をすることなどで、学年毎の成長や子ども同士のつながりを深めることも大きな目的です。

(3) 片付けと掃除

遊んだ後の片付け、一日の終わりに行う掃除（床、廊下、階段、玄関、ベランダなど）、夏休み午睡前の雑巾がけ、学期毎に行う自分のロッカーや靴箱の掃除など生活の基本となる片付けと掃除をできるだけ子どもたちに伝えていきます。

また、落ち葉掃き、庭の草むしり、水槽の掃除なども子どもたちに経験させていきます。

(4) 学習と宿題

宿題は、自由時間に自主的に行っています。一日保育の日には、学習時間を設け、保護者の方が用意したドリルや学習課題などを行います。

(5) おやつと食育

一日の生活の流れの中で「おやつ」は、夕食までのつなぎとなる間食として、仲間と一緒に食べる「団らん」のひと時であり、一日の生活の中の区切りとしても欠かすことができない時間です。メニューについては、学校給食や季節を考慮

しながら各所ごとにたてています。市販の物だけでなく、手作りの物なども織り交ぜて子どもに喜ばれるメニューを考えています。指導員が、食材選びから調理・配膳・片付けまでを行います。食材は市の登録業者から購入しています。

行事（お楽しみ会・誕生会など）では、日常よりお楽しみのメニューを立てています。

- * おやつは、夕食までのつなぎとなる補食としてだけでなく、一日の中で、仲間と一緒に過ごすほっとして楽しい時間でもあります。学童保育所では、子どもたちに優しい気持ちが育つようにおやつの時間を大切に考えています。
- * おやつのメニューは、市販のものだけでなく、季節やお誕生日会などの行事に応じた手作りおやつを指導員が調理し、子ども達の心に届くように創意工夫しています。

また、おやつを食べた後に出るごみの分別とリサイクルに基づく片付け方を子どもたちが身につけられるようにしています。

- * おやつの食材等は指導員が直接市の登録業者から購入し、栄養面や補食としての位置づけにも留意します。食物アレルギー等についても保護者の方と相談をしながら対応します。食中毒には細心の注意をし、調理器具等の管理にも注意しています。また、指導員は検体による毎月の細菌検査を行っています。
- * 食育基本法を受け、小金井市では食育推進計画を実施しています。学童保育所でもおやつ作りや食にまつわる話をするなど、その大切さを児童に伝える工夫をしています。

(6) 一日保育

朝からお弁当を持って登所します。

夕方までの1日を学童保育で過ごすことになるため、時間を有効に利用した取組などを行います。また、学校の振替休業日等を利用して、市内散策や遠足なども実施しています。

夏休み期間中は、午睡の時間を設けて休息を取るなどし、子どもたちの健康管理にも配慮しています。

- * 三期休業中は、生活リズムを整える意味と習慣づけのため、学習時間を設けています。児童は持参した自習課題に取り組みます。また、普段なかなか取り組めないような工作や手芸などにも、じっくりと取り組みます。

(7) 健康管理

日々子どもたちの様子に気を配って、健康管理に努めます。

おやつ前の手洗い、衣服の調節ができるよう促しています。

擦り傷、打ち身など簡単なケガの手当ては指導員で対応し、緊急に受診を必要とする場合は保護者と連絡をとり合い、対応します。

発熱・ケガなどで保護者の迎えが必要な場合は、保護者に状況や状態を伝え、

迎えが来るまで静養室などで休養させています。

- * 児童の具合が悪くなった場合に備え、静養室を設け、横になれるよう、寝具などを備えてあります。
- * 指導員は、市立保育所の看護師を講師とした研修や消防署の救急救命士講習などを通して、子どもの健康や応急処置などについての研修を受けています。
また、食物アレルギー対応について、エピペンの使用方法等を含む研修を行っています。
- * ケガなどに備え「緊急対応マニュアル」や「病院ガイド」を作成しています。
- * 市では保育中の児童について傷害保険等に参加しています。

(8) 安全対策

日常の活動などにおける子どもたちの安全確保の徹底を図るために、次のような対策をとっています。

- ア 施設・設備の危険箇所の点検をし、職員間で相互理解をしています。
その上で、修繕・補修などをして、事故等を未然に防ぐよう心掛けています。
- イ 地震、火災などの災害を想定し、学期に1回訓練を行っています。
子どもたちには避難経路、集合場所、集合方法を確認させています。
あわせて指導員は初期消火、通報、避難誘導に分かれ、訓練を行います。
- ウ 災害時の対応について、保護者などに周知を図っています。
- * 施設・設備の危険箇所の点検をし、職員間で相互理解をしています。その上で、修繕・補修などをして、事故等を未然に防ぐよう心掛けています。
- * 不審者等の侵入に備え、防犯対策として「非常通報装置」を設置しています。
また、警察署員を講師に不審者対策の講習を行い、非常時に備えています。

3 支援が必要な子どもたちとともに

(1) 障がいのある子どもたちとともに

学童保育所には、こだわりがあって理解が不十分なため行動が伴わない、また、ある子は言葉が出ない、そして多動で目が離せない子など、生活をする上で周りの子どもや指導員の声かけ、手助けを必要とする子どもたちがいます。

そのような子どもたちも含めて、遊んだりケンカをしたり、おやつを食べたりしながら、日々の生活の中で同じ仲間として共に過ごしているのです。

障がいのある子どもたちにとって学童保育所は、周囲からの刺激で言葉やコミュニケーション、基本的な生活習慣、身体的・精神的な発達等が促されます。また、学校や家庭にはない体験が、友だちとの関わりの中で生まれるという利点があります。かくれんぼやおにごっこ、ブランコや滑り台など共に遊ぶ子どもたちの真似をして同じようにできるようになったり、一緒にやろうとしたりします。おやつの時にはお菓子の袋を開けてもらったり、上級生になればお菓子やお茶を運ん

だり、毎日の小さな積み重ねが成長につながっているのです。

反面、小さな集団の中では比較的落ち着いていられる子ども、大きな集団の中では周囲からの刺激が強すぎてパニックを起こしたり、自分の居場所を見つけることが難しかったりすることもあります。

障がいをもたない子にとっては、遊びや生活の中で自分とは違う子がいることを知ったり（障がい児の存在）、やさしさや思いやりが自然と身についたりします。生活を共にしていく中で、子どもたちは「〇〇ちゃん、すごいね、できたよ！」と、日々の小さな出来事でもまるで自分のことのように喜んでくれます。大人と違い何かをしてあげる、してもらおうという関係でなく、まったく同じ立場なのです。だからこそ障がいをもたない子は、指導員が障がいをもつ子に手をかければ自分にも同じようにしてほしいと要求するし、あるいは心ない言葉で相手を傷つけたりすることもあるのです。そして時にはパニックを起こした子に髪を引っ張られる、かまれるなどという場面もありますが、生活を共にしていく中でその子のあるがままを受け入れ、子ども同士がお互いの存在を認め合い、仲間として育っています。

- * 子ども同士が様々な関わり合いの中から関係を紡いでいくように、保護者同士もつながり合えるよう、学童保育所での様子を伝える中で援助していきます。
- * 指導員は研修などを通して、障がいに対する知識や理解などを深めるよう努めています。
- * 支援が必要な子どもたちは一人ひとり違います。指導員はそれぞれに対し、どのような保育が望ましいか月間計画で目標を立て、日々とらえ直しながら、集団生活を模索しています。
- * 児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を受け、専門の方からアドバイスをいただき、保育に生かしています。
- * 各所の保育記録を学期ごとに報告し、他学童保育所の児童の様子を理解し合っています。
- * 保護者との面談をもち、児童の様子について、家庭との懇談を行っています。

(2) 外国や他国の文化の中で育った子どもたちとともに

学童保育所には、外国籍の子どもや生活習慣など他国の文化の中で育ってきた子どもたちも放課後の仲間として一緒に過ごしています。初めはお互いの「違い」から戸惑うこともありますが、日々を一緒に過ごす中で関係やつながりができていきます。

- * 指導員は、子ども同士の理解が深まるよう働きかけたり、関わり合いを見守りながら、つながりが作られていくよう日々の保育を行っています。

(3) 支援を必要とする家庭の子どもたちとともに

虐待や子育てに困難を抱えている家庭の支援は、その子ども・家庭につながる

人々が手を携えていくことが大切です。学童保育所もその一翼を担いながら、子ども・家庭を応援していきます。

* 必要に応じて、学校や子ども家庭支援センター、児童発達支援センター「きらり」、民生委員、児童相談所といった関係諸機関と連携して支援・対応をしていきます。

4 保護者・地域との連携

学童保育の生活づくりにおいては、保護者と指導員とがお互いに知り合い、信頼関係を結び、それぞれの立場から励まし合い、援助し合うことが、子どもたちを指導していく上で必要不可欠です。

そのためには、保護者と指導員が「たより」や連絡帳、保護者会や個人面談などを通じて、家庭や学童保育所での子どもの様子を伝え合い、時には協力・相談しながら、子育てを共通のものとしていくことが大切となります。

(1) 保護者会

指導員として学童保育で大切にしていることや、子どもたちの抱えている課題などを伝えるとともに、保護者の意見や要望などを聞く場として、保護者会を定期的で開催しています。

そのほかにも、個々の保護者と話し合う機会として、個人面談や地域・学年別懇談会なども行っています。

仕事を持つ保護者に配慮して、なるべく夜間に開催するよう努めています。

(2) 家庭との連携

連絡帳では、その日の子どもの様子や出来事、日々の状況などをお互いに伝え合うようにしています。

「たより」は、行事や活動内容などの伝達だけでなく、連絡帳だけでは伝えきれない子ども同士の関係や、保護者と共に考えたい事柄など、生活全体にわたる子ども達の様子を伝えられるよう、定期的に発行しています。

各保護者といつでも連携がとれるよう児童台帳を常備して、保護者の勤務先・連絡先を把握しておきます。

子ども同士のトラブルが起こったときには、必要に応じて双方の保護者に連絡をとります。仲裁の様子から、トラブルの原因と経過を話し、保護者にも子どもの心の動きを理解してもらい、子どもの気持ちをフォローしてもらいます。

必要があれば、保護者同士連絡を取り合うようにアドバイスしたりします。

このように、家庭と家庭のつながりにも配慮しています。

(3) 父母会行事

小金井市では、学童保育所ごとに父母会が組織されています。学童保育運営など生活内容を高めていく上にも欠かせない組織として、様々な取組を通して父母

会との連携も密にしています。

施設使用や役員会、父母総会、父母会行事などへの指導員の派遣参加が認められています。

(4) 学校との連携

学校の年間予定表や時間割などを参考に、子どもたちの活動がスムーズに行えるよう、年間計画や月間計画を立てています。

学校での子どもたちの様子を知る機会として、授業参観や学芸会などに、できるだけ出席するようにしています。

個々の子どもたちについても、「たより」などでお互いに情報を交換し、場合によっては担任と懇談を行います。

4月の学校が始まったばかりの1～2週間は、指導員が学校に1年生を迎えに行き、まとまって登所します。

災害発生時や大雪、台風の接近などによる緊急時は、学校と連携を取り合い、対応をしています。

(5) 市立小学校以外の学校に在籍する児童への対応

私立等の小学校へ通っている子どもに対しては、その学校の下校時刻・学校休業日に合わせて個別に対応をしています。

(6) 地域との連携

近隣・地域の人たちに学童保育を理解してもらい、温かい目で子どもたちを見守ってもらうための条件づくりは、子どもたちが学童保育所で生活していく上でとても大切なことです。

父母会主催の行事や児童館行事、市主催の映画会、子ども会等地域のお祭りなどにも積極的に参加し、クラスや地域の友だちと交流を深めています。